

# 鏡石町池ノ原町営墓地 募集のお知らせ

現在、鏡石町池ノ原地内に町営墓地を整備する工事を進めておりますが、令和8年4月の供用開始に向けて、区画の使用者の募集を行います。

この墓地は、町が管理する墓地で特定の宗教・宗派を問わず、申請いただけます。

## 1. 墓地の場所及び募集区画数 (位置図、区画図は裏面を参照)

- ・墓地の場所=鏡石町池ノ原37番地1
- ・募集区画数=185区画 (1区画=間口1.6m 奥行2.3m ※区画の縁石部を含む)

## 2. 区画の使用条件

区画の使用には規制条件があり、墓碑等の規格と配置が決められています。

- ・設置できる設備は、墓碑、墓誌、置台、卒塔婆立てに限られ、一定の規格・形状のものを各1基以内の設置となります (カロートは設置されません)

※カロートとは遺骨を安置するスペース (墓碑等を設置するときに地下に設置する)

※納骨する場合は墓碑を必ず設置してください

- ・樹木の植栽はできません
- ・使用者は、許可された使用区画の除草、清掃等の適正な維持管理をお願いします

## 3. 申請資格

鏡石町に住民登録が1年以上ある方

※申請者が鏡石町以外に住所がある場合でも、鏡石町に本籍がある方などで諸条件が整う方は申請することができますので担当課にお問い合わせください。

## 4. 使用料と管理料

1区画	使用料 (町外は3割増)	管理料
	200,000円 (260,000円)	30,000円

※上記の料金は、永代使用と永代管理の料金となります。

## 5. 申請方法

- (1) 募集期間 令和8年2月5日(木) ~ 3月13日(金)

※募集期間終了後、空き区画があるときは再度募集を行います。

- (2) 提出書類 ①墓所使用許可申請書 ②申請者の住民票謄本と戸籍謄本

・申請用紙は、「健康環境課 窓口」又は「町ホームページ」

- (3) 提出先 鏡石町健康環境課 (受付 平日 8:30~17:00)

## 6. 申請後の流れ

- 【審査の結果通知】 書類審査の結果を通知します (令和8年4月予定)

※希望した区画が競合した際は、抽選になります。

- 【使用料等の納付】 使用が決定した方には納付書 (使用料、管理料) を送付します。

- 【許可書発行】 納入確認後、順次「墓所使用許可書」を送付します。

- 【その他の】 墓所使用許可日から3年以内に未使用で返還した場合は、納付した使用料と管理料の8割を返還します。

<問い合わせ先> 鏡石町健康環境課

(鏡石町健康福祉センター ほがらかん 内)

電話 0248-62-2115



町ホームページ

<位置図>鏡石町池ノ原町営墓地  
(住所: 鏡石町池ノ原37-1)



墓地区画図

11	10	8	7	6	5	3	2	1
20	19	18	17	16	15	14	13	12

29	28	27	26	25	24	23	22	21
38	37	36	35	34	33	32	31	30

48	47	46	45	44	43	41	40	39
58	57	56	55	54	53	52	51	50

67	66	65	64	63	62	61	60	59
76	75	74	73	72	71	70	69	68

85	84	83	82	81	80	79	78	77
94	93	92	91	90	89	88	87	86

113	112	111	110	109	108	107	106	105	104
132	131	130	129	128	127	126	125	124	123

103	102	101	100	99	98	97	96	95
122	121	120	119	118	117	116	115	114

151	150	149	148	147	146	145	144	143	142
170	169	168	167	166	165	164	163	162	161

141	140	139	138	137	136	135	134	133
160	159	158	157	156	155	154	153	152

189	188	187	186	185	184	183	182	181	180
179	178	177	176	175	174	173	172	171	

出入口

駐車場